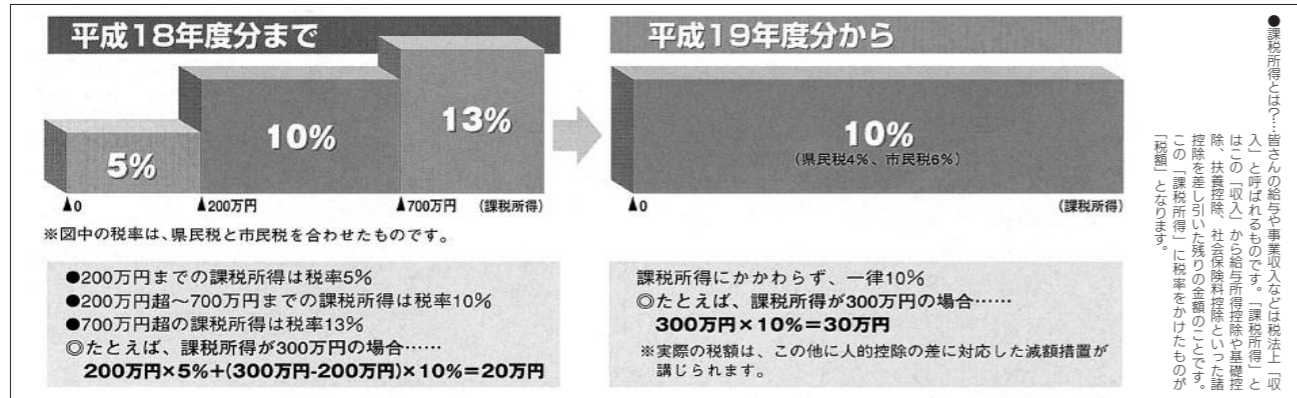


地方税法等の改正 平成19年度の住民税 (平成18年中の収入に対する課税)が 変更されます

問合せ先

- ・市役所税務グループ ☎52-1111 (内線246・247・253)
- ・刈谷税務署 ☎21-6211(代)



「地方でできること」は地方へという方針のもと進められている三位一体改革。地方団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その財政システムはかならずしも自主性が高いとはいえません。

各地方団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。

■住民税について

住民税には、均等の額によって負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」があり、通常、県の税である県民税と市の税である市民税を合わせて住民税と呼びます。

Q どのように変わるのか

A より身近な行政サービスを効率よく行えるよう、国から地方へ税源が譲られるからです。

「地方でできること」は地方へという方針のもと進められている三位一体改革。地方団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その財政システムはかならずしも自主性が高いとはいえません。

Q 税負担は増えるのか減るのか

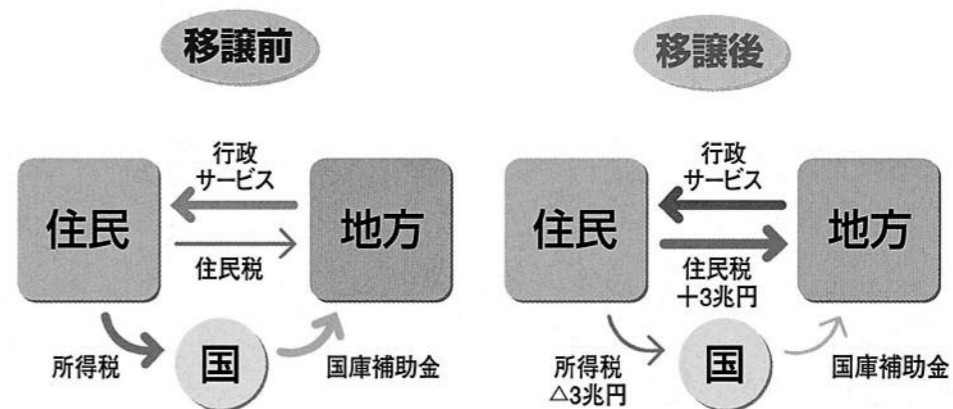
A ご安心ください。税源移譲によって住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

住民税所得割の10%比例税率化にとまなない、国が集める国税(所得税)の税率構造も見直されます。住民税については最低税率が5%↓10%に引き上げ、最高税率が13%↓10%に引き下げとなつていますが、所得税は逆に最低税率が10%↓5%に引き下げ、最高税率が37%↓40%に引き上げとなります。また、人的控除の差に対応した減額措置なども講じられます。これらの措置により、税源移譲の前で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。

Q 現在、所得税が課税されていない人は、住民税が増える分だけ、負担が増えませんか?

A 住民税だけが増えないように、税額の調整措置がありますので、負担はこれまでと同じになります。

このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを行う責任でより効率的に行えるよう国税から地方税へ、税そのものの形で3兆円の税源移譲をすることになりました。



住民税所得割の税率は従来3段階の超過累進構造になっていましたが、所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。(応益原則の明確化)
これによって、高額所得者の多い地域に税収が集中することなく税源移譲が可能となります。(税源の偏在度の縮小)
※この改正は、平成19年6月徴収分から適用されます。

Q どのように変わるのか
A 住民税所得割の税率が10%に統一されます。



●独身者の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000	64,500	188,500	0円
500万円	258,000	163,000	421,000	0円
700万円	474,000	307,000	781,000	0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000	0円

●夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			負担増減額
	所得税	住民税	合計	
300万円	0	9,000	9,000	0円
500万円	119,000	76,000	195,000	0円
700万円	263,000	196,000	459,000	0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	0円

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
※上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止されるなどの影響があるにご留意ください。

平成18年中に退職した方など平成18年分の所得税は課税されていますが、平成19年分の所得税は課税されていません。平成20年7月1日から平成19年1月1日

現在の住所地の市区町村に申請することにより、平成19年度分の住民税が軽減されます。申請の方法は、詳細が分かりたいお知らせします。